

## 入所 利用料金表

- 介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる自己負担分（施設サービス費、各種加算）と保険給付対象外の費用（居住費、食費など）を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。
- 施設サービス費（基本料）は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。
- 介護負担割合証に記載された割合（1 割、2 割、3 割）が利用者負担となります。
- また利用者負担は所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者がどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定がされると「介護保険負担限度額認定証」が受けられ、負担限度額の範囲内での請求となります。
- 介護保険負担限度額証の提示がなければ第 4 段階の利用料をお支払いいただくことになります

所得段階	1	生活保護を受給されている方か、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
	2	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下、かつ預貯金額が認定要件を満たす方
	3 ①	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円超 120 万円以下、かつ預貯金額が認定要件を満たす方
	3 ②	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 120 万円超、かつ預貯金額が認定要件を満たす方
	4	課税世帯で、第 2・第 3 段階に属さない方

- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。

### 1 入所に係る基本料金

- 居室のうち個室については、室料＋水光熱費で 1,728 円となります。  
※ただし、個室を利用しても、感染症や著しい精神症状で個室の利用が必要であると医師が判断した場合は多床室料金となります。
- 居室のうち、多床室については、水光熱費相当で 437 円となります。
- 食費は一日（朝食 430 円 昼食 680 円 夕食 650 円）の合計金額を示しています。  
※おやつ代は、食費に含まれています。
- 「サ提供加算」は下記項目の略で下記の内容が計上されています。

加算内訳項目	1 割	2 割	3 割	算定要件
サービス提供体制強化加算 I	22 円	44 円	66 円	介護職員のうち介護福祉士 80%以上、勤続年数 10 年以上 35%以上の割合

- 別途、介護職員等処遇改善加算として、介護保険サービス費の合計に 7.5%が加算されます。

<従来型個室>

介護度	所得段階	介護保険自己負担分		介護保険適用外分		日額計	月額(30日)
		基本料	サ提供加算	居住費	食費		
1	1	788	22	550	300	1,660	49,800
	2			550	390	1,750	52,500
	3-①			1,370	650	2,830	84,900
	3-②			1,370	1,360	3,540	106,200
	4			1,728	1,760	4,298	128,940
	2割負担	1576	44	1,728	1,760	5,108	153,240
	3割負担	2364	66	1,728	1,760	5,918	177,540
2	1	863	22	550	300	1,735	52,050
	2			550	390	1,825	54,750
	3-①			1,370	650	2,905	87,150
	3-②			1,370	1,360	3,615	108,450
	4			1,728	1,760	4,373	131,190
	2割負担	1726	44	1,728	1,760	5,258	157,740
	3割負担	2589	66	1,728	1,760	6,143	184,290
3	1	928	22	550	300	1,800	54,000
	2			550	390	1,890	56,700
	3-①			1,370	650	2,970	89,100
	3-②			1,370	1,360	3,680	110,400
	4			1,728	1,760	4,438	133,140
	2割負担	1856	44	1,728	1,760	5,388	161,640
	3割負担	2784	66	1,728	1,760	6,338	190,140
4	1	985	22	550	300	1,857	55,710
	2			550	390	1,947	58,410
	3-①			1,370	650	3,027	90,810
	3-②			1,370	1,360	3,737	112,110
	4			1,728	1,760	4,495	134,850
	2割負担	1970	44	1,728	1,760	5,502	165,060
	3割負担	2955	66	1,728	1,760	6,509	195,270
5	1	1040	22	550	300	1,912	57,360
	2			550	390	2,002	60,060
	3-①			1,370	650	3,082	92,460
	3-②			1,370	1,360	3,792	113,760
	4			1,728	1,760	4,550	136,500
	2割負担	2080	44	1,728	1,760	5,612	168,360
	3割負担	3120	66	1,728	1,760	6,674	200,220

<多床室>

介護度	所得段階	保険給付自己負担分		介護保険適用外分		日額計	月額 (30日)
		基本料	各種加算	居住費	食費		
1	1	871	22	0	300	1,193	35,790
	2			430	390	1,713	51,390
	3-①			430	650	1,973	59,190
	3-②			430	1,360	2,683	80,490
	4			437	1,760	3,090	92,700
	2割負担	1742	44	437	1,760	3,983	119,490
	3割負担	2613	66	437	1,760	4,876	146,280
2	1	947	22	0	300	1,269	38,070
	2			430	390	1,789	53,670
	3-①			430	650	2,049	61,470
	3-②			430	1,360	2,759	82,770
	4			437	1,760	3,166	94,980
	2割負担	1894	44	437	1,760	4,135	124,050
	3割負担	2841	66	437	1,760	5,104	153,120
3	1	1014	22	0	300	1,336	40,080
	2			430	390	1,856	55,680
	3-①			430	650	2,116	63,480
	3-②			430	1,360	2,826	84,780
	4			437	1,760	3,233	96,990
	2割負担	2028	44	437	1,760	4,269	128,070
	3割負担	3042	66	437	1,760	5,305	159,150
4	1	1,072	22	0	300	1,394	41,820
	2			430	390	1,914	57,420
	3-①			430	650	2,174	65,220
	3-②			430	1,360	2,884	86,520
	4			437	1,760	3,291	98,730
	2割負担	2144	44	437	1,760	4,385	131,550
	3割負担	3216	66	437	1,760	5,479	164,370
5	1	1,125	22	0	300	1,447	43,410
	2			430	390	1,967	59,010
	3-①			430	650	2,227	66,810
	3-②			430	1,360	2,937	88,110
	4			437	1,760	3,344	100,320
	2割負担	2250	44	437	1,760	4,491	134,730
	3割負担	3375	66	437	1,760	5,638	169,140

2 加算料金（該当の場合のみ加算/1日当たりの料金に加算：円）

短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	258 円/日	(II)に加え月に一回評価および厚労省へデータ提出
	(II)	200 円/日	入所日から3か月内、集中的なリハビリを行なった場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240 円/日	(II)に加え退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリの提供
	(II)	120 円/日	入所日から3か月内、認知症入所者に対して集中的なリハビリ提供(週3日まで)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(I)	51 円/日	施設基準が基本型の場合で算定基準に適合したとき
	(II)	51 円/日	施設基準が強化型の場合で算定基準に適合したとき
初期加算	(I)	60 円/日	基準に適合し、急性期医療機関一般病棟への入院後30日以内に退院した患者を新規受入れた場合で30日間
	(II)	30 円/日	新規入所の場合に、最初の30日間のみ
外泊時費用		362 円/日	外泊時、所定単位に代えて算定(1か月6日限度)
(在宅サービス利用の場合)		800 円/日	外泊中、居宅サービスを受けた場合
入所前後訪問指導加算	(I)	450 円/回	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に今後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の算定及び診療方針を決定した場合
	(II)	480 円/回	
試行的退所時指導加算		400 円/回	試行的に退所する際に、入所者・家族等に退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	(I)	500 円/回	居宅へ退所した場合で主治医に対して診療情報を提供
	(II)	250 円/回	入所者等が医療機関へ退所した場合
入退所前連携加算	(I)	600 円/回	退所前に居宅支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の調整を行った場合
	(II)	400 円/回	退所前に退所後の居宅サービス等の調整を行った場合
訪問看護指示加算		300 円/回	退所時に医師が訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算	(I)	100 円/回	入所者の情報共有する会議を定期的に開催し、かつ協力医療機関が規定する要件を満している。
	(II)	10 円/回	入所者の情報共有する会議を定期的に開催
再入所時栄養連携加算		200 円/回	入院から再入所される場合に管理栄養士が病院の栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合
栄養マネジメント強化加算		11 円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理の強化を図った場合
療養食加算		6 円/回	疾患の治療食を提供した場合(一日3回まで)
経口移行加算		28 円/日	経管栄養の入所者の方に対して経口移行計画を作成し、栄養管理を行なった場合
経口維持加算	(I)	400 円/月	摂食機能障害や誤嚥が認められる入所者の方に対して経口移行計画を作成した場合
	(II)	100 円/月	(I)で行う食事の観察や会議等に医師等が加わった場合
口腔衛生管理加算	(I)	90 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回行った場合
	(II)	110 円/月	(I)に加えて厚労省へデータ提出
褥瘡マネジメント加算	(I)	3 円/月	褥瘡を予防するために多職種でケア計画を作成し、管理と評価を行った場合
	(II)	13 円/月	
リハビリテーションマネジメント計画情報加算	(I)	53 円/月	入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容情報を厚労省に提出しフィードバックによるPCDAサイクルを推進している場合 ※口腔衛生管理加算を取得している場合は(I)
	(II)	33 円/月	
排せつ支援加算	(I)	10 円/月	排泄に介護を要する利用者様に対して、多職種が協働して支援計画を作成し支援した場合
	(II)	15 円/月	
	(III)	20 円/月	
自立支援推進加算		300 円/月	医師が6か月に1回医学的評価を行い、多職種共同で廃用や寝たきりを防ぐ支援計画の策定とサービスを提供
科学的介護推進体制加算	(I)	40 円/月	入所者ごとのADL等心身の状況の情報をデータ提出
	(II)	60 円/月	(I)に加えて、疾病・服薬情報を提出

緊急時治療管理加算		518 円/日	救命救急医療が必要な場合で、緊急的治療を提供したとき
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)イ	140 円	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
	(Ⅰ)ロ	70 円	施設において薬剤を評価・調整した場合
	(Ⅱ)	240 円	Iイ・ロに加えてデータ提出
	(Ⅲ)	100 円	Ⅱに加えて1種類以上の減薬に至った場合
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3 円/月	厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合
	(Ⅱ)	4 円/月	
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	150 円/月	認知症介護の指導に係る関わるケア専門者の配置と専門的ケアの実施
	(Ⅱ)	120 円/月	認知症介護に係る関わるケア専門者の配置と専門的ケアの実施
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10 円/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、連携と研修
	(Ⅱ)	5 円/月	感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染制御の実施指導を受ける
所定疾患療養費	(Ⅰ)	239 円/日	肺炎、尿路感染症または带状疱疹となり、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1か月10日まで)
	(Ⅱ)	480 円/日	(Ⅰ)に加え、老健医師が感染症対策に関する研修に受講
ターミナルケア加算		72 円/日	死亡日以前 31 日～45 日
		160 円/日	死亡日以前 4 日～30 日
		910 円/日	死亡日以前 2 日～3 日
		1,900 円/日	死亡日
			利用者様またはご家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成された場合。
安全対策体制加算		20 円/回	厚労省の定める基準に適合する体制 (入所中1回)
新興感染症等施設療養費		240 円/日	厚労省の定める感染症に感染した利用者の調整対応、介護サービス提供した場合(1月に1回5日を限度)
高齢者虐待防止措置未実施減算			基準を満たさない場合
業務継続計画未策定減算			
			所定単位数数の 100 分の 3
			所定単位数数の 100 分の 1

### 3 その他の費用

日常生活費	バスタオル、フェイスタオル、シャンプー、リンス、ボディソープ、ティッシュペーパー、おしぼり、歯ブラシ、お尻拭き、ポリデントなど	110 円/日
教養娯楽費	クラブの費用(色画用紙、折り紙、サインペン、色鉛筆、ココア、コーヒー、昆布茶、アロマ、カラオケなど)	51 円/回
理美容代	カットと顔そり 2,500 円、カットのみ 2,000 円、顔そりのみ 500 円	

- ◇ 日常生活費・教養娯楽費については、利用者様又はその家族様の自由な選択に基づいて受領するものです。施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ◇ その他日用品で必要なものがあれば個別に相談させていただきます。事業所で立て替えご用意した場合はご了承の上請求させていただきます。
- ◇ 理美容は委託業者で、第4金曜日に行っています。ご利用の場合にお支払いいただきます。

### 4 証明書等料金(随時依頼請求により発行:円)

情報開示請求	情報開示を依頼する場合、準備していただく書類があります。また内容によっては時間がかかる場合もあります。	複写の場合実費
証明書(1枚当り)	・簡単な証明書	220 円
	・死亡診断書	6,600 円

- ◇ その他証明書等のご相談は事務室・相談員が受付いたします